

間違つておりましたらもう一度一つ訂正をさせていただきますことにしまして申し上げてみたいと思つておりますが、御質問は、いわゆる下級者に対する仮定俸給のきめ方についての御質問だと思ひますが、それでよろしゅうございませうか。

○委員外議員(山本経勝君) その点も一つあるわけなんです、今私申し上げたのは、こういう意味なんです。一万二千円ベースというのを仮定俸給年額として基準を立てられたということなんです。それが、先ほど申し上げた大將から下士官、兵に至るまでのいろいろな者が対象ベースになつておるのか。

○衆議院議員(高橋等君) 昭和二十八年にいわゆる旧軍人恩給が恩給法の改正で制定されました。これは、恩給特別審議会の議を経たものを大体基準といたしまして作られた政府原案だつたわけでありまして、それで、このたび、その原案を見ますと、一般の文官に比較いたしまして、各階級ともにちやうど二千円だけベースが全部にわたつて低いのでございまして、一万円ベースを採用をいたしましたのであります。そこで、これをこのたび文官と同じようなベースに直しますために、一万二千円ベースといたしたのであります。これは全部の階級にわたつて一万二千円ベースに引き上げが行われておるんでございませう。

○委員外議員(山本経勝君) そうすると、これは、従来あつたいわゆる、何といひますか、仮定俸給と言われるものの年額の上に一万二千円をプラスするといふ意味なんですか。

○衆議院議員(高橋等君) ちょっと恩給局長から説明いたします。

○政府委員(三橋則雄君) 在職公務員の俸給が昭和二十七年十一月一日から増額されましたのでございまして、その増額された給手ベースは俗に一万二千円ベースと言われるものでございませう。その一万二千円ベース、そのベースの一般のわれわれ公務員のその当時の俸給号俸というものを前提として考えまして、その一万二千円ベースのときの俸給の線まで仮定俸給の金額を引き上げるといふのが一万二千円ベースの線まで引き上げるといふこととございませう。

○委員外議員(山本経勝君) そこで、変つたまた御質問になるわけでありまして、大体ここで扶助しなければならぬ対象になるものは、この冒頭に書かれておる通りに、戦没者の遺族、遺家族それから戦傷病者、老齢旧軍人、こゝろいったものになるんですが、この点で、修正案によりますと、それらの救済あるいは援護せなければならぬ対象を考慮の中に入れてあるのか、あるいは当時軍人として大將とか、あるいは大佐とか、それぞれにおきまして級が職業軍人としてあつたわけなんです、それが、それらの軍人の階級によつてその対象が考えられておるのか、こゝろ辺が非常に不明だと思ひますが、御説明いたされたい。

○衆議院議員(高橋等君) 先ほど申し上げましたように、この恩給特別審議会の決議、結論によりまして、昭和二十八年の恩給法一部改正が行われたわけでありまして、この恩給は、結局文官恩給にもごらんになりますように、退職前の給与といふものが、すべて恩給の基礎になる、これがまあ、その恩給の立て方でございます。従つて大將である立場の方には、大將に相当する給与があつたわけでありまして、それに従つた恩給といふものが出て、こゝろいふまあ立て方になつております。これは文官も同等でございませう。さういふやうなわけで目標は先ほどお話をありました戦没者遺族それから傷病者及び旧生存軍人といふものが対象になつておりますが、その恩給の金額は今言いますやうな階級的なものにいたしております。さうしてそれをこのたび文官と均衡をとりますために一万二千円ベースで四号俸引き上げという措置を講じた、こゝろいふわけでございます。

○委員外議員(山本経勝君) そこで先ほど私が申しましたのでおわかりであらばお示しを願ひたいと思ひます。ありますが、これらの対象になります人員、つまり戦没者遺家族それから老齢旧軍人、戦傷病者等の数がわかりますならば御説明を願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(高橋等君) 持つておられますから恩給局から……。大体のパーセンテージでよろしゅうございませうか。

○委員外議員(山本経勝君) パーセンテージでなくて、実数がおわかりと思ひますが、当然当局の方では……。

○政府委員(三橋則雄君) 今山本委員から御質問がありました、現在の旧軍人の恩給及び旧軍人遺族の扶助料の対象となつておる人々の階級別の人員実数は今のごときでございまして、この実数は今のところわかつておりません。階級別の人員ははつきりとつかんでおりません。と申しますのは、終戦の際

におきます混乱からいたしまして一応の推計はできておるのでございませうけれども、その後今日までの実際の実績に徴します統計がまだ完備するまでに至つておりませんので、確実なものはまだございませう。総数について申し上げますと、今度の予算の対象となつております人員は普通恩給、これは老齢軍人恩給その他在職年限によつて給される恩給でございますが、この対象人員は十七万二千人でございます。それから傷病者に支給される恩給の中で、不具廢疾者に給される恩給の受給者は五万九千人でございます。またこの不具廢疾の程度に至らないところの年金恩給を給せられる傷病恩給受給者は七万一千人を予定しております。それから戦没者の遺族扶助料は約百四十八万、大まかに申しまして百四十八万でありまして、こまかに申しますと百四十七万二千人でございませう。こゝろいふ数字を予定いたしております。それから普通の病氣でなくなつた旧軍人の遺族に給せられる扶助料を普通扶助料と申してあるのでございませうが、この対象人員は十六万四千人を大体予定いたしたのであります。そして、年金恩給受給者の総数いたしましては百九十四万六千人、大体大まかにいたしまして、二百万人ぐらゐを予定いたしたのでございませう。階級別の数字は今申し上げましたようににかつておりませんのでございませう。

○委員外議員(山本経勝君) そこでこの修正の解説の中に入つております職年といひますか、年数によつて支給率が変わるようになっておるのでございませうか。

○政府委員(三橋則雄君) 終戦の際におきます旧軍人の恩給につきましては、すなわち在職年によつて給される恩給につきましては、准士官以上の軍人でありましては在職十三年以上、下士官以下で退職した場合には在職十二年以上で退職した場合におきまして普通恩給を給せられることになつておつたのであります。それから今申し上げました准士官以上の軍人でございませうが、在職十三年を越える一年ごとに、また下士官以下の軍人につきましては十二年を越える一年ごとに退職時におきます恩給年額計算の基礎俸給の百五十分の一の額を基本の恩給年額に加えて計算する、こゝろいふことになつておつたのでございませう。

○委員外議員(山本経勝君) そこで大体修正の案の方の数字の基礎はよりわかつて参るのでございませうが、修正案によりまして、大將につきましては、これは年額だろふと思ひますが、七十二万六千円とございませうか。

○衆議院議員(高橋等君) それは仮定俸給でございませう。

○委員外議員(山本経勝君) 二十四万二千円というわけですか。

○衆議院議員(高橋等君) そうです。仮定俸給から割り出しました恩給額は普通恩給におきまして大將が二十四万二千円でありませう。

○相馬助治君 今般恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を提案された高橋君外衆議者の方に敬意を表しまして、私自身がまだ不明瞭な二、三の点について発議者を代表しての見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。なおこれに關しましては山下議

○政府委員(三橋則雄君) 終戦の際におきます旧軍人の恩給につきましては、すなわち在職年によつて給される恩給につきましては、准士官以上の軍人でありましては在職十三年以上、下士官以下で退職した場合には在職十二年以上で退職した場合におきまして普通恩給を給せられることになつておつたのであります。それから今申し上げました准士官以上の軍人でございませうが、在職十三年を越える一年ごとに、また下士官以下の軍人につきましては十二年を越える一年ごとに退職時におきます恩給年額計算の基礎俸給の百五十分の一の額を基本の恩給年額に加えて計算する、こゝろいふことになつておつたのでございませう。

○委員外議員(山本経勝君) そこで大体修正の案の方の数字の基礎はよりわかつて参るのでございませうが、修正案によりまして、大將につきましては、これは年額だろふと思ひますが、七十二万六千円とございませうか。

○衆議院議員(高橋等君) それは仮定俸給でございませう。

○委員外議員(山本経勝君) 二十四万二千円というわけですか。

○衆議院議員(高橋等君) そうです。仮定俸給から割り出しました恩給額は普通恩給におきまして大將が二十四万二千円でありませう。

○相馬助治君 今般恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を提案された高橋君外衆議者の方に敬意を表しまして、私自身がまだ不明瞭な二、三の点について発議者を代表しての見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。なおこれに關しましては山下議

○政府委員(三橋則雄君) 終戦の際におきます旧軍人の恩給につきましては、すなわち在職年によつて給される恩給につきましては、准士官以上の軍人でありましては在職十三年以上、下士官以下で退職した場合には在職十二年以上で退職した場合におきまして普通恩給を給せられることになつておつたのであります。それから今申し上げました准士官以上の軍人でございませうが、在職十三年を越える一年ごとに、また下士官以下の軍人につきましては十二年を越える一年ごとに退職時におきます恩給年額計算の基礎俸給の百五十分の一の額を基本の恩給年額に加えて計算する、こゝろいふことになつておつたのでございませう。

○委員外議員(山本経勝君) そこで大体修正の案の方の数字の基礎はよりわかつて参るのでございませうが、修正案によりまして、大將につきましては、これは年額だろふと思ひますが、七十二万六千円とございませうか。

員外教名の提案されている法律案もありますが、順序上私はまず高橋議員に以下の質問をいたしまして、次いで山下議員に対して質問をしたい、こういうふうにしておりまゝです。今回の自民両党の恩給法改正の趣旨は、文官恩給の有利というものは社会正義上許しがないという立場に立って、そして今回の改正案を出した、かように提案理由の中で申し述べておるのでござい

ましたように、この積立金を過去においてやっておらなかった人々には特にこのたびの改正の中で、人員数からい

り、それから文官恩給と武官恩給とのつり合いの関係、それから国家財政の規模から見た恩給の適正、こういうふうなものを考えて政府提案こそが望ましいと考えるのであります。議員提案をもつてこういうような発議にな

ましても民主党内におきましてもそういう考え方であるわけでございます。それから、どうもこの文武官のつり合いがどうか、国家財政と恩給の適正、それから政府提案がいいのではな

もけつこうだと思ひますが、はなはだしくこれをやりましたために、いわゆる恩給亡国というような声もござい

が、御承知のように文官恩給の場合と、それから武官恩給の場合とにおきましては、納付金の率も違つておるのでござい

○相馬助治君 実は私自身右派社会党に所属してございまして、右派社会党として御承知のように議案を發議して

○衆議院議員(高橋等君) 第一点は文官相互間に不均衡のあることを承知し

由党内におきましても、民主党内におきましても、選挙の当時の公約におきま

○山下義信君 お答え申し上げます。第一点の提案についての自民案との

が、文官の恩給が高いといふことは決して申しておるのでございせん。この遺族傷病者旧軍人の恩給が文官の恩給よりも低いといふことはこれは不公平である、どうしてもこれを平等にしな

を是正すると同時に、その恩給のトータル、また国家財政等とにらみ合せて抜本的な基本的な法令を出すべきが至

たというところ、それからいよいよ一

は軍費については一五五、あるいは軍費については一五五、あるいは軍費については一五五、ある

○山下義信君 お答え申し上げます。第一点の提案についての自民案との

体の中には、ある政党は遺族問題に好意を示している、ある政党は遺族恩給に反対しているというようなことをかかれ選挙に際しまして流言飛語を放ちました。この種の問題につきましては国会におきまして、与野党を問わず、いかなる政党を問わず、心から遺族に同情を表してその善処について今日まで努力して参っている実情であるにもかかわらず、選挙に際しましては各種の流言飛語が行われ、こういう問題が政治的に悪用され、あるいは選挙に利用されるというようなことがあつてはならないこととてございす。また一面さうなことを選挙に利用するやうな形をもつて、団体の力をもつてそれらの要求について迫るといふやうなことがあつてはならないのでありまして、ある段階におきましては国会としてもこの種の問題については政党政派のいかに国家の見地からこれを解決する必要があるのではないかと、いふやうな話、しばしば話し合ひました事実がございまして、従ひまして今国会におきまして遺族関係者の要望もおそらく最終的な要望であり、これに対処する政党政派の立場を表明いたすことも、あるいは国会がこれに対処いたすことも、最後の段階ではないかといふやうなことも考えられておりまして、そしてまた本問題に対しまして関係者の希望いたして参りますところもだんだんとしほつて参りますところも、アッブでありまうとか、号俵の改正でありまうとか、通算の問題でありますとか、あるいは対象の範囲の拡大でありますとかいふやうな点にほつて参ります。言いかえまうと、従来の遺族問題の大部分は解決を

見まして、残るところがもう一割か二割かといふやうな程度になつておる段階でもございすので、問題はきわめて実は明白となつて参つたのでございす。ただこれの裏づけとなりまう予算関係、あるいは政府の御方針等は、予算案その他でわれわれ野党も承知をいたしておつたのでございす。しかしながらとてい遺族問題におきましては、政府の三十年度当初予算のあの御方針には絶対的に承服できがたいといふ情勢でございまして、御承知の通りでございす。やがてこの軍人恩給関係の予算増額は必至でありまうことは、きわめて明白な状態になりつたのでございす。われわれ右派社会党といひましても、この問題につきましかねてから政策審議会でも慎重に検討を續けて参つておつたのでございまして、政府の三十年度予算に對する社会党の組みかえ要求案を作成いたしまうと同時に、これの裏づけとしての恩給法の改正案を立案する必要があるといふことになりまして、国会対策委員会でもその立案を決定いたしまして、政策審議会がその作業に従ひましたのでございす。従ひましてわれわれが提案をいたしました本改正案は、民自案を伺ひましてからではないのでございまして、作業をいたしましては、ただいま申し上げましたやうに、政府の三十年度の組みかえ要求をいたすことが決定いたしましたときから作業に従事いたしまして、参議院法制局にわれわれの方針を示しまして、改正案の立案を委嘱して参つたのでございす。従ひまして民自案を見ましてから、これが修正をいたしたいといふやうな考え方でこの修正的意見

として提案をいたしたのではないのでございまして、ただしだんだんと時日が移るに従ひまして、新聞紙等では、自由民主党が予算の増額とともに、この増額した予算をどういふやうに配分するか、どういふやうに使うか、どういふやうに増額するかといふことについて、両党が御交渉に相なりつておる経過につきましかねて若干承わりつたのでございす。わが党といひましても、大体この遺族扶助料を中心とする恩給法の改正は、これを最終段階としまうならば、できるだけ遺族の要望を最大限に入れまして、そして合理的に筋を通しまして、一応思ひつきの手直しではなくして、あるいは限られた増額予算といふものをこれを適當に振り分けるといふやういふためにこの手直しがなされるというのではなくして、予算の増額は別途として、恩給法の建前で筋を通すならばこゝろあるべきだ、また遺族の多年の要望がこゝろにあるのだ、もし一時的な、今回の増額が、十八億か二十億の予算増額しかできなかったから、それでその範囲内で振り分けたらすればこゝろのことだといふのではなくして、遺族が最終的に要望しております諸問題、あるいは恩給法上遺族の要望するところないにかかわらず、筋を通すすればこゝろいふ建前のものでなくちゃならぬといふものを、われわれはこの恩給法に与えられてあります権利を擁護する、一応恩給法上の既得権と申しますか、そういうものを筋を通すといふ建前で立案をいたしましたのでございす。もとより、ざりとて予算関係係を無視することはできませんので、われわれが考えます範囲内で、この

程度ならば恩給法上の権利を認めることにもなり、この程度ならばこれこれ他とのつり合ひ上も妥当な線ではないかといふ点を考えまして本法案を提出をいたしました次第でございす。そのことが自然に民自案の方と対照されような立場になりまして、提案はわれわれの方が先でございす。この民自案と比較対照をいたさうなことにになりまして、本席も並行審議を仰いでおるわけなのでございす。さういふ次第でございまして、民自案を伺ひましてから右社案を起案いたしたのでないでございす。従ひまして、第二の御質問でございす。本案についての特徴はどうかといふお尋ねでございす。これは先般の内閣委員会におきまして補足説明をお許しただきまして、大体民自案といわゆる右社案との相違点を申し上げたのでございす。詳細は前回の補足説明の速記でございす。要だけ申し上げまうと、仮定俸給の号俸引き上げにつきまして、民自案は先ほど山本先生からこの点についてお尋ねがございす。民自案は、佐官、将官と、尉官以下は四号、佐官は三号、尉官は二号と、やはり次第に段階をおつけになつておられますが、上級者にも仮定俸給の増額をやはりしておいでになるわけでありまして、われわれの方は、その点が、尉官以下は文官とのバランス上引き上げましたのでございす。しかし、佐官以上につきましては引き上げをいたしてないでございす。全く下級者の号俸改正を、仮定俸給改正をいたしておるわけにございす。またこれらの

ベイス・アッブに伴ひます支給を、われわれは今年十月の恩給支給の時期から実施しよう、こゝろいふこととてございす。民自案におかれては、来年の六月までは半額で、来年の七月からは全額支給といふこととてございす。これに大なる差異点といたしましては、通算に関する問題でございす。これは従来通算を認めなかつた、それを今回認めようとするのは、民自案とわれわれの案との点は同一でございす。その通算のいたし方が違ひるのでございす。つまり、われわれの方は五カ月でも七カ月でも、年数の長短にかかわらず服役年間は、實在職にいたした日数は、長短にかかわらずこれを通算してこゝろいふのでございす。その通算をいたすのは、すべての者に通算をしよう、従来一時恩給をつけておりました七年、八年といふ短期な人たちにもこれを通算し、それからまた一切の公務員にもこの通算をしよう、恩給法の通則に従ひまして、この通算といふものをこゝろとて認めてこゝろいふのでありまして、民自案におかれては、通算いたしたとするその實在職年数は一年以下は切り捨てるという御案のやうに何つております。それからまたたゞいまも御説明がございす。十二年に満つるまでは通算を認めてやるが、それ以上になつた分は算入しないやうに相なつておるやうでございす。それから加算に關しましては、民自案はおとりになつておりません。われわれは召集軍人を職業軍人と同じやうに、この恩給の恩典に浴させるためには必然的に加算を認めなければ、その

恩恵が公平に行き渡りませんので、従来は御承知のごとく、戦争に比べ一年が三年になる、約三倍に加算されておりましたのでありますが、その程度をずっと低めまして最小限度一月につき一月、すなわち一年行つた人は一年の加算という程度にいたしますと、大体七年も八年も長く行つておりました召集軍人が恩給の恩典に浴することができず、加算を認めたのであります。

それから遺族扶助料すなわち公務扶助料であります、民自案におかれましては各階級に従つて金額が引き上げにはなりましたけれども、各階級にずっと従つて従来の通りの制度でございます。われわれといたしましては曹長の線ですべて均一にいたしまして、それ以下の階級の人には三万八千三百五十四というので、軍曹、伍長、上等兵、兵というよりな区別は認めないで、曹長の線にフラットに引き上げたというところでございます。そういう点がおもな点でございます、その他公務に基因した死亡を認定いたして参ります問題、あるいは自決者の遺族に對します問題等につきましては、民自案と同一であります。ただ戦犯で拘禁された人たちの拘禁中を恩給の年限に加えるという民自案に對しましてわれわれこれを認めておりません。従いまして戦犯中に負傷または疾病にかつた場合の取扱ひにつきましても、民自案は公務負傷として、あるいは公務疾病としてのお取り扱いをされるようでございますが、われわれはその点は認めていないのでございます。

大体おもなる点を申し上げますと、これはわれわれがすぐれておると申し

上げるよりは民自案との間の相違点でございます。お答えを申し上げます。

○竹中勝男君 最初に民自案の提出者に御質問したいのですが、この改正案を出されるに當つて、民主党も自由党もそうだろうと思ひますが、社会保障の充実強化ということを政策の重要なものの一つにしておられるわけですが、またこの社会労働委員会が審議されるということは、そういう観点から私どもはこの審議に當つておるわけでありまして、この恩給と社会保障との関係をどういうふうに考へていらつしやいますか、まずその点を一つ。

○衆議院議員(高橋等君) 昨日も内閣委員会でお話の方から同じような御質問にお答えをいたしたのでございまして、もとよりこれは私から申し上げるまでもなくよく御存じのことだと思ひますが、恩給は國家の使用人と國家との関係においてございまして、公務員が國家の公務員として働かしまして、そして生活能力がなくなりました者に對して、國が給与の延長として恩給というものを使用人に与え、こゝにわれわれは考へ方をいたしてございまして、社会保障といふのは、國家對一般國民の關係でございまして、いわゆる最低生活の保障とかその他いろいろな問題がございまして、この公務員對國家の關係と、私は考へ方が異なるのではないかと、こゝ考へます。これを混同いたしたくないのです。私もさういふ意味から各國の例を見ましても、相當福祉國家として発達いたして、國民年金制度なんかおやりになつて國々がございまして、御存じ

のようにならぬ國におきましても、やはり恩給制度といふものは、一応その建前をとつておられます。そしてしかる後に、この一般社会保障制度との間の調整という問題を考へておる。私どもはやはり現在この法案をやりましますに當りまして、そうした建前のもとに文官恩給を認め、そしてそれとの均衡のとれた恩給制度といふものが當然である、こゝ考へて実は起案をいたしておるわけでございます。

○竹中勝男君 そうすると現在の政府は、社会保障的な政策を充実するといふ場合に、この階級的に非常な段差を持つておる恩給法に従つて、さらに軍人恩給のその差額を大きく結果的にはするわけですが、そういうことは社会保障制度の充実と別に障害にはならないとお考へになりますか。

○衆議院議員(高橋等君) ただいま申し上げましたように、公務員制度全般の問題として考へますと、こゝに恩給のやり方というものがあつたとしても、別に一般國民を對象としたものとして行へるわけですが、従つてこれをやりましたから、社会保障制度のいふやうな今後の施策に影響が、これは影響があるかもしれない、ありまして、根本的にものの性格が違ふのだといふ私は考へ方に立つております。これは政府の公式な言明でなしに、むしろ提案者としての私の考へを申し上げておるわけでございます。政府には政府の考へがあると思ひますが、一応さういふ御承知をお願ひしたいと思います。

○竹中勝男君 今のに關連して右派の案についての質問をいたしたいのです

が、下に厚く上にはそのまゝにしておくといふ点におきましては、私ども左派の考へ方と同一に近い考へ方をしておられると、この案について私は認めなければならぬ、最初私どもは左右両派で一つ軍人恩給の改正法案を作つたのですが、それに対して山下委員から今右派の案といふものが出ておるのです、それとの関係はどういうようによ考へていらつしやいますか。

○山下義信君 公式の席でございまして、公式のお尋ねでございまして、この席ではつきりお答え申し上げたいと思ひます。率直に申し上げまして本案につきましては、左派社会党に對します御連絡を申し上げることが十分でございまして、先般私から千葉会長に對しまして釈明の意を表わしました。まことに遺憾に存じておる次第でございまして、両派社会党が予算の組みかえをいたしましたときは、この二十億の増額を認める。左派の方におかれましては軍人恩給關係の経費の増額を認めますことについては、従来の御方針からいたしまして非常に御難色でございまして、その一点がまゝまらなければ両社の予算組みかえ案ができませんこととございまして、私と柳田議員とが担任者になりまして御折衝申し上げました。二十億の増額右派の案を認めていただく、その軍人恩給の二十億の増額につきましても、その内容としては多分財官の線でありましたか、その線でフラットにする。口頭でございまして、大体さういふことで、私どももその案にはけつこうでございます。私どももその案にはけつこうでございます。その内容につきましましては左派のお考へに御賛成申し上げまして、予算の組みかえをいたしたわけ

でございます。その内容につきましまして、予算の組みかえをいたしたわけ

けでございまして。その後われわれの方におきましていろいろ同僚議員の間で非常に議論が起つて、その案自体に對して議論が出たのではないのでございまして、遺族問題に對しまして従来の種々なる問題につきまして御議論が出たのであります。また右派社会党として従来二十八年の軍人恩給復活の當時からとりました方針等につきましまして、どういふ方針で再検討いたしまして、詳細に検討をいたしました。要するに右派社会党としてはこの遺族に對します公務扶助料の問題につきましましては、はつきりとした態度をとつて参りましたのであります。その間少しも方針に変更を加へたことはないのをごさいます。しかるにきわめて顯著に現れました事実は、本年の四月の衆議院議員選挙におきまして、この遺族恩給が非常に選挙に利用せられたといふことの見がすべからざる事實であります。これは所謂両院議員諸君がそれを指摘せられまして、非常にこれが問題に相なりまして次第でございまして、従いまして右社といたしましては従来の方針を再確認いたしまして同時に、今回われわれといたしましては少くとも遺族が遺族たるゆえんをもつてことさらにこの問題の善処を政府あるいは国会に求むるのでなく、また政黨としてもそれにその都度迎合するといふのではなく、民主主義の建前からわれわれを尊重するといふ建前から、どの程度まで一体恩給法上その権利を認めるかどうか。もし恩給法上當然正當な権利があるとするならば、これはその権利を認めるということは當然しなればならぬこととあります。しこ

なればならぬこととあります。しこ

りしてその権利を認めることによつて、必要な予算措置というものが出てくるならば、すなわち予算が足りなければ、それは財政上のやり方はあるはずなんです。財政上困るから権利は認めないというところは逆なんです。われわれとしては、恩給法上当然認められる権利ありとするならば、この際総ざらいにどの点とどの点を当然これは法治国家として、憲法上当然既得権を認めるべきものなら認めて、そうしてそれに対する実行の予算措置、金が足りなければ足りないやり方がある。払いにすれば払い得る方法があるので、しよ。金が足りないからといって権利を阻却することはできないはずなんです。こういう建前で議論をいたしまして、一応右社案としての成案を作るようにという国会対策の決定でございまして、その作業をいたしましたのでございまして。ただ、その当時の真相をありていに申し上げますと、左社におかれましては、戦争犠牲者補償法案の、従来から御方針の御案がありまして、そうしてもしわれわれがこういう恩給法上遺族扶助料を中心とする問題解決の一案をかりに得たといまして、これについて同社がこの案についての連絡検討をいたして参るといふことになりましたと、とうてい本国会の会期中あるいは予算の修正等の時期等からならみ合せまして、作業が不可能ではなからうかと存じまして、あるいはまた左社に対して御迷惑をかけることになりはしないか等のことも考え、実はわれわれといたしましては御遠慮申し上げまして、もしおとがめを受けますならば、われわれはおおむねを申し上げる、こういう立場で右社案を提出

をいたしましたのでございまして。しかしながら率直に申し上げまして、両社はお話し合いを申し上げまして措置いたしますのが当然でございまして、衆議院の御審議の御過程におきましては、わが党の関係委員も御相談を申し上げたい。非常に審議に際しまして御心配をかけたものでございまして、そういうことで右社独自で出しましたのでございまして、左社の御意見を十分伺いまして私どもだけで単独に出しましたというやういふ何と申しますか、ひとり右社が、こういう案を出しまして云々というところは、他意はないのでありまして、かえつて左社に御迷惑をかけてはと存じました点もありましたのは事実でございまして。当時のいきさつを率直に申し上げる次第でございまして。

○竹中勝男君 私社会党の左派の政策審議会の主査をいたしておりました。この軍人恩給の問題につきましては、これを戦争犠牲者補償法にわゆる社会保障的な性格をこれに持たすという意味においてこの改正法というものを考えておいた一人であります。従つて厚生年金保険法による年金に、兵の年金の限度を近づけて行くといふことが改正法の主要点として私どもは作業をやつてきておるわけでありまして、それから同時に恩給の総額が非常に膨大なものになるというのを懸念いたしておるわけでありまして、これは社会保障の財政の上に及ぼすところが大きい。それからこれを社会保障制度に切りかえて行くときに、でこぼこいいいますか、上下の差が非常に大きくなるというのを、非常に大きな障害だと考えておるものであります。そういう

点からいたしますと、この右社案は、やはり在来の恩給という権利の考え方を中心に置かれておるように思われまして、その第一点であります。その点についてどういふようにお考えですか、これをどうして社会保障的な意味に切りかえられるというふうな……、そういう意味の改正法案だとお考えなんですか。

それからもう一つの点は昭和三十一年度には民自案では百六十億なのに對しまして、右派案では二百七十九億という二百八十億近くの膨大な恩給の財政的な支出を必要とするわけでありまして、そうするならば、やがてこの財政の割にも恩給費がなろうという事實上恩給というものが行き詰まりをし、頭打ちをするといふこともはつきりしておるにもかかわらず、あえてこういう改正案を出されたことは、どういふところからいふかあるものでしょうか、まずそういう点をお答え願ひたいと思ひます。

○山下義信君 竹中委員のお尋ねの通りであります。右社案といたしましては現在の恩給法の建前を認めるという態度でございまして。先ほど申し上げました、御相談申し上げてかえつて御迷惑をかけはしないかと存じ上げましたのは、われわれは恩給法の現在の制度を認めるといふ建前をとり、ただいまお話しのように、左社におかれては認めないという御方針と存じ上げておりましたので、そういう点につきまして御遠慮申し上げておつたのであります。これは先ほど御質疑が高橋衆議院議員におありになりましたように、高橋衆議院議員からお答えがありましたように、私どもも、私どももいたしましては

恩給というものの對する考え方ではまた若干高橋衆議院議員とは異なつた考えを持つておる点もございまして、しかし全体的に申し上げまして、恩給というものと社会保障制度というものの関係ににつきましては、これはいろいろに御議論がございまして、これはいろいろに思ひます。先年社会保障制度審議会ができました。諮問に応じて勧告案を出しますときに、恩給とは何ぞやといふ恩給の本質的定義と申しますか、いふものにつきます。相当議論を重ねられて、政府側の見解もあり、また委員からいろいろ意見も開陳があつたように記憶いたしております。これを給与の一形態と見るか、あるいは老後の生活の保障的給与と見るか、あるいは現在の恩給局がとつておる一つの考え方、すなわち官吏が在職中に損耗したところの経済能力の欠減に對して、国家がそれを保障して行くといふやういふ考え方にとつて、まあいろいろ恩給の持つておられます性格は人々の議論によりまして、見解によりまして、相違があるであらうといふことは、竹中委員も御承知の通りであります。私どももいたしましては、これが老後の生活の保障であるといふ点になりますといふと、全く社会保障制度にそれを取り入れて何の不都合があるかといふことでありまして、即時やらなければなりません。これは言ひまでもないことであります。また給与の一形態であるといふことならば、その考え方でも善処する道があるのではないかと存じます。ただ、たまたまこの中に規定されてあります公務扶助料の損害賠償的な性格、ことに戦争による国家の権力によつて徴発をせ

られたそれらの戦争犠牲者に対する国家の損害賠償的な部分につきましては、それがいかなる制度でありましていふとも、すでにその契約のもとに、権力をもつて国民を徴発をいたして、しこうして敗戦したとはいひながら、今日国が存続をして、多くの犠牲をこうむらざるものはそれぞれ生活を営み、それぞれの権利の回復とかあるいは権利の執行をいたしておられますのに、その戦争犠牲者のみ戦争に敗れたからといつて、あるいは財政が不如意であるからといつて、国が公けの法律をもつて約束いたしましたことを、これを輕々に変更を加えますといふことは、これは容易ならぬことであらうかと考へるものでございまして。私どもは法律的知識も乏しゅうございまして、それらの諸問題につきまして大きな改廃を加えますことが、現在の憲法下その他におきまして可能か不可能かといふことは輕々に断定を下しがたいと思ひますが、少くともその基本法であります恩給法が現存しております以上は、職業軍人の場合はともかくもいたしまして、いやその点に關する限りはあるいは同一かも知れませんが、大部分の国民を徴発いたしまして、そうして強権をもつて死に至らしめまして、それに対して当然法律で規定してありますことの実行といふことは、根本的に憲法を改正し國家を革命するといふ前提に立たなければ、これを否定するのはむづかしいのではないかと考えておるのでございまして。しこうしてこの恩給法の復活にかえるに、他に国民年金制がありやといふことになりまして、御承知のごとくそれはまだないのでございまして、早急にこれ

ざいます。これは残念ながらこの通りでございます。現在の法律を根本から改めない限りは、法律を忠実に守るといふことになりますと、この通りになるのでございます。通算を認め、戦争中に服役したその期間もやはり公務である。国の官吏が一例でございますが、役人が召集を受けまして戦地に従軍いたします。そして八月行つて帰休となり、第二回の召集があり、また十月月從軍いたします。第三回には一年二月月參りました。種々その期間はありましようけれども、從軍いたしましたこれらの期間を引き續いて七年以上服役に職いたしません限りにはこれらの扱い方が無用とされるということになります。これこそ公務であります。これをことごとく通算いたします。

従いまして今後におきましては、膨大な恩給関係の支出をどうするかという事は、これはもとより関連して考えなきゃなりませんけれども、これは国全体の財政から、また将来根本的に考えるべきことでございまして、われわれといたしましては國家としてこの種形態の経貨に無制限に逐年経貨が急激増に膨脹いたしますことにつきましては、財政上の見地から考える必要がありと考えております。しかしそのことは根本的な問題でございまして、これはあらゆる諸制度と比較検討いたしますして、当然その対策を考えなきゃならぬことであると存じておる次第でございします。

○竹中勝男君　今の御説明で、特に遺族扶助年金の問題に右社案が力を入れられておられるように了解したわけですが、しかし民自案も十六条と三十五条でこの点は改正しておると思いますが、これは最低年額というものは定めてありません。しかしながら戦傷病者戦没者遺族等援護法によるところの扶助料というものを新たに民自案は取り上げまして、年金の中に入れておるわけですが、これに対して右社は必ずしも特別に遺族の問題を取り上げたという御説明にはちよつと十分私は了解できない点があるわけなのであります。それから恩給法そのものをやはり支持しておられる考えに立つてゐるからしてこの膨大な予算になる、これはやむを得ないと言われるのです。

たしましたときに、大体系の方の階級は一応整理をいたしまして、昔の階級では上等兵、一等兵、二等兵と、こうなっておったわけですが、これを全部部長長の階級まで統一いたしました、そして現行の二万六千七百六十五円と、という恩給年額を定めました。それをこのたびは文官との権衡をとりましたために一万二千円ベース、四号俸引き下げ、こういうことにいたしましたのでございます。ですからいわゆるこの最低の線を軍費のところまで引き上げるか、伍長まで全部引き上げるか、これはなるべく下級者に多いほどけっこうだと思っております。ただ、今後の行き方としましてはやはり一律に全部――下級者が非常に多いものですから、一律にやりますと大へんな国費がかかります。ところが

すか、あるいは准士官以下兵に至る、いわゆる対象人員数はどれくらいあるのか、それからもう一つ尉官、佐官、将官と一応三段階に分けて、大ざっぱでもいいですが、これの公務扶助料の対象人員はなんぼぐらいになっておりますか、その点を一つ明らかにしたいなと思います。

○政府委員(三橋則雄君) 先ほどその点につきましては申し上げたのでございますが、階級別の人員の実数はまだが統計の整備ができておりませんのでわかつておりませんのでございます。ただ二十八年に、いわゆる軍人恩給が給せられる法律案を作りますに当りまして、いろいろの点からして一応の推定は立てなければならぬということからいたしました、大東亜戦争を中心とい

ものについてはまだできていないのでございまして、終戦前におきまして、恩給の新規の裁定、すなわちある年に裁定いたしましたものにつきましては、一部ではありますが、ございまして。大へん大まかなものでございす。今は持ちあわせておりませんが、ございしますので、それを整備いたしましたお配りすることにはやぶさかでないでございせん。

○委員外議員（山本経勝君） それではもう一度申し上げますが、将官、佐官、尉官それから准士官以下兵に至る各階級別の実数、それから在職年数、それから公務扶助の対象になります扶助人員数、これの一つ明確にお願いしたい。

それから続いてもう一点お伺いしておきたいのは、先ほど社会保障制度との関係において、竹中委員から御質問がありました、いま少し突っ込んで明らかに伺っておきたいのは、非常にたくさん公務扶助対象人員といふものがある、私どもは判断いたしておる。それで、これらの人々は現在生活保護法の適用を受けた、あるいはその他のいろいろな社会的な機構の中で救済を要する人々であらうと思ふ。ですから、これら多数の人員に対して生活保護なりあるいは職業補導のいろいろのことが現在社会労働委員会でも問題になってやられておられます、あるいは職業の補導、斡旋等におきまして、ずいぶん国家の立場から努力はされておるのであります。こうしたいわゆる国民の中で下層の階級に属して、しかも多数を抱えているこれらの人々に対する保障の方法について、いわゆるこので言われる公務扶助料として支給される、現在民自両党の修正案と言われるものがこれで適当であるとお考えになつておられるかどうか、この点を一つまず明らかに伺っておきたい。これは提案者の方から御説明願いたい。

○衆議院議員(高橋等君) 現在の国家財政の見地が一つ、一つは、恩給特例審議會を通して、昭和二十八年に恩給の基礎ができ、それが国会を通過いたしております。それを基礎といたしまして文官との均衡をとる恩給にこの際組み直そうといたしております。金額は多いに越したことはございませんが、一般文官その他全般にわたつての引き上げなり調整なりをいたさない限りは、このたびのこの措置以外に方法はないのでございます。私はこれは

やむを得ない適当な措置であると考えております。

○委員外議員(山本経勝君) 先ほどのお話を伺つておりますと、一応職業軍人と申しますか、これらの人々の階級といふものは基本的に考えられるという御説明であつたように思ひます。そこで現在ありますこれらの対象人員の中で、大將あるいは中將、少將といったような階級の職業軍人、それから引き続き佐官以下というようになつて参るわけですが、これらの人々の救済が……これは救済の場合ですが、公務扶助の場合が、やはり下士官以下の兵の場合と差別をつけなければならぬという理由が私どもわからないわけなんです。その点を懇切に一つ御説明をいただきたい。

○衆議院議員(高橋等君) 恩給制度を貫いておる全般的の問題だと思ひますが、もし公務扶助料を平均して現行法の年金が何かに一本にするといひますと、まず第一に考えられますのは、文官におきかしても、たとえば昔の大將、今は大將なんというのではないのでございまして、大將といふのはある一定の俸給額を示す私言葉だと考へておるのでございまして、その俸給に当る文官の恩給もすべて引き直さねばなりません。また恩給といふものは現在の公務員の給与の延長と私は考へております。従つて現に公務員の給与自体もその点においては平均化するといふことではないと、今おっしゃるようなことは私には不可能であらう、こういうふうに考へておりますもので、すから、大体お説に私は遺憾ながら賛成をいたしかねるのであります。

○委員外議員(山本経勝君) 先ほどもお話をあつたのですが、恩給は、国家と国家が雇ひ入れている公務員との関係において、いわゆる給与の変形であるというお話ですが、これと、一般国民と国家との関係における状態を別個に切り離してお考えになつてゐる根拠を伺つておきたいと思ふ。

○衆議院議員(高橋等君) それは国家対使用人の関係で、国家対国民の関係といふものは、これは全然違ふものだと考へております。

○委員外議員(山本経勝君) どういう理由で違ふかといふことを伺つておきたい。

○衆議院議員(高橋等君) どういう理由だと言つても、違ふから違ふのであります。

○委員外議員(山本経勝君) 先ほどのお話の中に、公務員として国家が使用している雇用関係でありまして、使用の関係といふのは一応わかるわけなんです、ところが今問題になつてゐるのは、それらの人を対象にしてどうしようといふのじゃなくて、国民のうち多数があの戦争のために親を失ひ、あるいは兄弟を失つて生活力がなくなつた、あるいはまた先ほどのお話のようにたつた一人の大事なむすこに死なれたために、戦争の犠牲になつたために、あとに残つた父や母やあるいは小さい子供が路頭に迷つたといふ、これらの多数の国民の問題になつてゐるわけでありまして、公務扶助料の対象となる者はこれらの人々であらうと考へるものであります、この点はいわゆる国家が雇ひ入れている人々に対する国家の立場と、そして国家の国民に対する立場とが根本的に違ふのだというお

考へと、違ふから違ふのだという御説明では納得いかないのです。そこら辺をもつと懇切に、私ども頭が悪いから理解したいので、よくわかるように御説明いただきたい。

○衆議院議員(高橋等君) 国家が使用いたしている公務員に対する給与の延長としての給与と、国家対一般の国民等に対してする国家がやることは、これは異なるといふことは私は考へられることだと思ふ、そういう意味でお答え申し上げておるわけでありまして。

○委員外議員(山本経勝君) そこで、公務扶助といふのは、そうすると公務のために犠牲になつた人々の家族を措置するのとは違ふわけですか。

○衆議院議員(高橋等君) 恩給にはたとへば普通恩給を取つております者がなくなりまして、その家族に普通の扶助料、いわゆる普通扶助料と言ひますが、こゝろのものが参る。また公務で倒れた者には、その家族に公務扶助料が参る、こゝろの建前に実はなつておるのでございまして。

○委員外議員(山本経勝君) それでは、今のお話わかるのです。であります、ゆゑに、たとえば、公務で倒れる、あるいは公務に従事して業務を継続することができなくなつて、そしてそれらの遺族に対して公務扶助料といふものが支給されるのは違ふのですか。

○衆議院議員(高橋等君) その場合に、それらの家族と国家の関係は、国家が雇用している使用人と使用者という関係ではないのでしようか。

○衆議院議員(高橋等君) 先ほど申し上げましたように、国が公務員に対する恩給制度といふのですか、というものをきめるときに、本人がなくなりま

したときに、ある程度のもを家族、すなわち二十才未満の子供と妻……これは年令の制限はありません——及び父母といふものに対して、なお国家が保障をいたしておる制度が恩給制度でございまして。

○委員外議員(山本経勝君) その通りであります。であります、それで、私の申し上げておるのは、公務扶助料を今問題にしているのです。そこで、公務扶助料として支給された、あるいは公務員として働いておつた人がなくなつて、その配偶者なり、あるいは子供が未成年であつて生活能力がないといふことになれば、それを保護するといふ建前はありますが、その場合に受給の対象になつておるのは、私は一般国民だと申し上げておる。雇用関係を持った公務員ではない、その対象は、ですから、そこをお考え願へると、おしなべて私の申し上げてゐることが御理解いただけるのではないかと。

○衆議院議員(高橋等君) 私はさう理解いたしません。

○森田義衛君 ちよつと私から政府の所見につきまして大久保國務相に聞きたいのですが、それは民主党が今回の選挙によりまして比較的多数になつて、政権をとられた。そして、いろいろ公約があらひになる。その中で国民税負担の軽減、あるいは社会福祉国家への漸進として社会福祉制度を拡充して行くといふ建前をとつてこられて、その一環としてこゝろの恩給法の一部改正をさらに一部改正するといふ法案の中で、軍人、軍属その他の恩給を、一般文官と比較して不均衡だから是正すると、確信ある財政上の見地か

ら申しまして、これが最大限度であらうといった意味合いから出した案であらうと思ふのですが、それが今回民・自協の妥協によって、二百十五億の金が、たまたま予算の修正をされた。そのうちの配分がこの中に十八億程度ある。そうして、また何というか、今後の年度において、三十二年、あるいは三十三年度においては、今十八億ですけれども、これがふえて行くのではないかと、これが大体予想される。それを政府が漫然と修正を受けたから、非常にけつこうでございまして、この修正案との間についての政府の所見を伺いたい。そのことは、たとえば、一般公務員の、国家公務員の恩給につきまして、国家公務員退職年金制度に對しましては、人事院が昭和二十八年十一月に勧告をしてある。こゝういった関係について、どういったお考えを今日までお持ちになつてゐるのか。そゝういったような振り合ひなり、あるいはその他今回の予算を見まして、財政上の都合だからやむを得ないとわれわれ社会労働委員会でも考へておられますが、やはり、何といひまするか、国民保険の關係におきましても負担の増が一般關係にもあるだらうし、あるいはまたその他失業対策にしましても、きわめて不十分な費用であるやうな感じがいたしてあります。いろいろの面におきましても、非常に困つてゐる面が多いのであります。そゝういったバランスから見ても、こゝういったものがあつても何といひまするか、必要ではありましようが、最もバランスのとれた、最もいい案においてこの民・

自協、あるいは社会党のこの修正案が適當であるかといふことについて、大久保國務相の御意見を伺いたい。

○國務大臣(大久保留次郎君) 経過を申し述べておきたいと存じます。

実は御承知の通り政府としては恩給改正法案を議院に提案いたしまして、そのときの主として増加を計画いたしましたのは遺族の扶助料であります。扶助料を中心として増額しようとするわけでありまして、これに武官及び文官の増加を合せて、三十二年における恩給の増加が約三十億円であります。その提案をしてゐる間にたゞいまお話にありました通り、民主党と自由党との政策の協定がございまして、この恩給の問題は、両党ともに選挙のときのスローガスに掲げておつた重大な問題であるからして、これを何とか解決しなくちゃならぬといふ話がまとまりまして、ついに約十八億何ぼ、十九億近くの金額が増額されてこの提案になりました次第であります。その当時大蔵省においては多少の異論がございました。これは今年度ばかりでなく、来年度になれば約百億近くの増額になる。その次になればもう少しふえると思ふ。けれども大局的な意味において、衆参両院が通過しましたならば、まず従つていふ腹をきめられておるのであります。それからして、私もこの点に同意して進んでおる次第でございまして、もしこの民主、自由両党の案が成立しましたならば、恩給受給者は喜ぶことと信じております。

なお、社会党云々のお話がありましたが、これはさらに輪をかけての増額でありまして、民主、自由両党の改正案にすら多少の異論がありました大蔵當局でありますからして、おそらく政府としてもこれにはなかなか賛成しかねる、こゝういふ氣持を持つております。概略して以上申し上げます。

○森田義衛君 つまり何でございませうか、結局政府が出したものは、なかなか予算上都合がつかないからあまり満足すべきものでなかつた。たまたまいふ案が出てきたからこれに便乗してこれに賛成するのだ、そゝういふお氣持でございませうか。

○國務大臣(大久保留次郎君) 前にも、できましたれば四号俸引き上げ及びベース・アップといふものは当然やらなければならぬ。文官との均衡をとらなければならぬといふ考へを持つておりました。それをやるのには順序があるといふので、ひとまず今年度においては扶助料だけを増加しようと思つたときに、さきに申しました通りに、両党の協定によりましてこれが実現することになりましたので、私もこれはこれに賛成をして進んでおる次第でございませう。

○森田義衛君 先ほどちよつとお伺いしますと、国家公務員の退職年金制度に對する人事院の勧告がございまして、恩給法全体としては非常に大問題と思ひますが、そゝういふ問題、これと關係もある程度あると思ひますが、いふますが、それに対しては御見解を一つお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(大久保留次郎君) その問題は、人事院の勧告は確かにあります。現業員の共済組合の制度と年金制度と二つあわせて勧告がありました。これは承知しておりますが、ちよつとたゞいま末期に近づいております公務

員制度の調査会の調査の項目の中に入つております。この論議もほとんど大體了しましたようでございます。後日その結果はまとまることと思ひます。

○森田義衛君 一つ頃まとまりまして、政府としてそれに対する何と言ひますか、改正をするとか、そゝういふたやうな見通しについてお伺いしたいのでございませうか。

○國務大臣(大久保留次郎君) 調査会の總會において十数回論議したのであります。小委員会に移してこれまた十四、五回論議されました。今日においては、總會と小委員会において論議されました意見をまとめております。ほとんどまとまりかけております。おそろく今月中には大きな主要の問題についての意見がまとまりまして、總會にかける運びになると思ひます。總會には、おそろく私は八月中には必ずかけ得ると、こゝう思つております。

○森田義衛君 もう一つお伺いします。先ほどちよつと触れたんですが、その他の社会福祉制度と今回のこの改正との間には、非常にバランスがおとれになつてゐるというお考えでございませうか。

○國務大臣(大久保留次郎君) 今の何ですか。

○森田義衛君 たとえば何といひますか、生活保護費でございませうか、失業対策費とかその他の社会保障費關係の費用、今回の予算、それと今回の修正される軍人關係の是正との關係、それとの關係を見まして非常にバランスのとれたものと政府はお考へになつておるか。

○國務大臣(大久保留次郎君) これはある程度連絡をとつておりますから、大體においてバランスがとれてゐるのぢやないか、こゝう考へております。

○田村文吉君 提案者に伺いたいのですが、将官、佐官の号俸の上げ方を遠慮されたことは、常識的にわかるのですが、これは文官とのつり合ひ上一向差しかねないという理論的な何か根拠がございませうか。

○衆議院議員(高橋等君) その点は御指摘の通りでございまして、將官、佐官は實は文官とそれだけまだ不均衡でございませう。要するに四号俸の引き上げを三号俸、二号俸に引き上げましたために、文官よりも実歩が悪くなつております。が、国会におきます全般的の空氣を察しますと、やはり社会党的の空氣を察しますと、やはり社会党的の方の政務調査会の案でも佐官以上は引き上げをとめるというやうなお考へでもあつたやうに承わります。また民主党あるいはその他各方面の意見を徴しても、上級の方にはお氣の毒ではあるが、ある程度この際、國費もかかることだから、がまんをしてもらおうじやないかといふ、全般的の空氣がそゝうなつておりましたので、その全般的の空氣を取りいれて、一応号俸の点を一般文官よりもわずかでございませうが低い所へ置いてやつた。それだけは、当然文官と均衡をとるといふ以上は、そんなことをやらなくてもいいのでございませう。今申し上げましたやうな点を考慮に入れます措置と御了解を願ひたいと思ひます。

○田村文吉君 大體をうしなす政治的の考慮のもとにこれが行われたので、理論的には必ずしも徹底したお考

えではないというふうになり承いたしてよろしくご意見を述べます。

○衆議院議員(高橋等君) もちろん財政的の見地から申しますと、これはわれわれが想定いたしますのに、佐官以上の数がそうたくさんあるとは思えませんで、財政的影響は非常に乏しい、それで、ただいま申し上げましたことが、政治的考慮という言葉が適当であるかどうかは存じませんが、今申し上げましたような趣旨でいたしたことを御了解願いたいと思います。

○田村文吉君 政府の御当局に伺いたのでありますが、まあ今度の軍人恩給等に対しては、当然にしてあげなければならぬまいというところは一般的には考えられておりますが、さて財政的な問題になってくると、これは非常に国民全般が頭を悩む問題になっております。こういう問題、つまりインフレーションによってこういうふうになつてきた恩給、これは、恩給というものは必ずしも現在の状態で続くものやあるいはもつと下るものや、また上るものや、それからぬものやありますから、こういうことのために財政的には非常に負担が重くなるのでありますが、今後の考え方を大久保国務相としてはどういうふうにお考えになつていらつしやいますか、恩給に対する根本的の考え方を伺つておきたい。

○国務大臣(大久保留次郎君) ただいまのお尋ねであります、近ごろ世間及び言論界の一部を通じての恩給亡国論というものがときとき見えるのであります。これは恩給に対する金額が非常に多くなつておる。ことに今年度の増額は約五十億の増額であります。来

年度にはなお百億増すというふうなことになるのであります。こういうのを指摘しまして、もう来年度においては一千億近く、一千億を少し越すかもしれない、こういう状況でありますので、恩給亡国論という話が起きてくるのも無理からぬことであると存じますけれども、各政党のスローガンであるばかりでなく、国民の要望もありませんので、この限度の引き上げは必ずやむを得ないのでないか、こういう感じを持っておりませんが、将来さらにたくさん増すというふうなことに付いては、よほどの考慮を払わなければならぬんじゃないだろうか、こういう感じを持っております。

○衆議院議員(高橋等君) 提案者から一言。大切な問題ですから。ちよつと大臣のお考えになられております来年度一千億を越すじやないかというふうな点につきましても、いろいろ統計的に数字が出ております。それで一応今年度の文官と旧軍人恩給は合計いたしますと八百三十二億、旧軍人恩給だけが六百六十九億ということになっております。三十一年度はどうかといひますと、文官恩給におきましては十八億増の八百八十一億になります。軍人恩給の方はちよつと今年度一億で一時金の支払いが実は停止になりました。今まで三カ年間引き続き支払つてきました一時金が全部落ちるのでございます。それでありますから、このペースアップの百二十億を入れますと軍人恩給は今年度が六百六十九億のもの、七百七二億にとまるのでござい

になります。ただしこれには年間約三%に当ります死亡その他による失権を見ておりません。従いまして約二十五億程度の、最小限度に見積りまして二十五億程度の失権は、予算上これは当然毎年組む、約〇・〇二八くらゐのものを組んでおりますから、約三%であります。そうしますと、来年度は文武官を通じて今年度と比べまする恩給費の増は大体二十五億程度、こうお考えいただけばけっこうだと思ひます。

それから次に三十二年度はこれは恩給費は満額になるのであります。これはいわゆる軍人恩給につきまして、今度引き上げました増加額が全部参ります。その際の文官恩給は百九十九億であります。やはり年間十八億程度ふえます。これは将来何らか措置を講じなければならぬ、たとえば年令制限の引き上げであるとか、あるいは四十五才から恩給をもらつておるといふような制度を幾分改めなければいかぬじやないかと思ひますが、とにかく百九十九億、それから軍人恩給につきましては来年度これを完全実施いたしました場合は七百四十二億、合計いたしました九百四十一億でございます。三十一年度との比較におきましては五十八億ふえております。これも失権その他ものを考えますと約三十億程度の増、ですから三十二年度におきましては三十三年度と比較いたしますと約五十五億くらいが純粋の恩給費の増、この中で一応文官の方の關係が三十六億というものが入つてくる、こういうふうにおわれわれは検討いたしております。これは今大臣が恩給費と申された中には、いわゆる援護費その他が入つ

て一千億というふうな数字のものになつたのだらうと思ひますが、純粋の恩給からいいますれば、この数字は有権的なものであることを御了承願ひたいと思ひます。

○田村文吉君 軍人恩給は明後年が一番最高であつて、より以上にふえることではないというお話を今伺つたのであります。私、私も軍人恩給については、もう軍人というものはないのでありますから、今後ふえるという心配はない、しかし現在非常に多額の負担を多くの国民に与えておる。ただ私は恩給局長に伺いたしたのであります。文官の恩給というものがわれわれの戦争前に考へておつた時分の公務員の数といふものと、今日の比率といふものと非常に違つておる、国民所得に与える恩給の増額の比率といふものが戦争前と今日ではどういふふうに変りつつあるか、そういう点が大体の数字でけつておりますが、おわかりになつたらお知らせいただきたい。また今後これを継続して行くことが、果して文官恩給の点からいって考へ得られるのか、このままでずつと二年、三年、四年、五年と、毎年二十億、三十億とふえて行くだらうと思ひますが、これに耐え得られるのかどうか、国民所得との比較を計算して、その点に御説明がいただければ大へんけっこうだと思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 国民所得と比較いたしました資料は、実は持ちあわせておりませんので、ちよつと御説明申し上げます。

○田村文吉君 これは私も連合審査はこれで終りますから、私がお伺ひすることはできません、われわれの同僚が内閣委員会におられるのであ

りますから、一応その数字を作つて、一つ御発表をいただきたい。こういうことを要望しておきます。

○委員長(新谷寅三郎君) 他に御発言もないようですから、内閣、社会労働両委員会の連合審査会はこれをもって終了したものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十三分散会